

現行	一部改定
<p>2) 間接工事費 間接工事費は、間接労務費と工場管理費からなる。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・間接労務費 間接労務費は工場製作にかかる間接費で、間接作業賃金、事務技術職員給与、間接外注費、横持運搬費からなり、製作費の中に計上された直接労務費に対して、間接労務費率 37.6% を乗じて求める。 ・工場管理費 工場管理費は工場製作にかかる間接費で、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信・交通費、動力・用水・光熱費、交際費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、動産賃貸料、電算関係費、雑費からなり、直接工事費と間接労務費の和である純工事費から材料費（但し、工場塗装に係る材料費は除く）を除いた額に工場管理費率 28.8% を乗じて求める。 </div> <p>3) 一般管理費等 一般管理費等は、工場製作原価（直接工事費＋間接工事費）に「第Ⅰ編第3章①一般管理費等」に規定する一般管理費等率を乗じて求める。</p> <p>4) 消費税等相当額 消費税等相当額は、工事価格に消費税の税率を乗じて得た額を積算するものとする。</p> <p>5) 材料等の価格等の取扱い 工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税等相当分を含まないものとする。</p> <p>(2) 架設工事</p> <p>1) 直接工事費 直接工事費は、輸送費、架設費、現場塗装費及び橋面工事費（床版工事費、照明工事費など）について積算するものとする。</p> <p>2) 間接工事費 間接工事費は、共通仮設費と現場管理費からなるものであり、「第Ⅰ編第2章工事費の積算②間接工事費」によって求める。</p> <p>3) 一般管理費等 一般管理費等は、架設工事原価（直接工事費＋間接工事費）に「第Ⅰ編第3章①一般管理費等」に規定する一般管理費等率を乗じて求める。</p> <p>4) 消費税等相当額 消費税等相当額は、工事価格に消費税の税率を乗じて得た額を積算するものとする。</p> <p>5) 材料等の価格等の取扱い 工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税等相当分を含まないものとする。</p> <p>(3) 架設工事</p> <p>2. 材 料 費</p> <p>2-1 鋼材単価の決定時期 鋼材単価は、原則として積算時における市場価格とする。</p> <p>2-2 鋼材のベース価格 ベース価格とは、一般に鋼材の販売価格の基礎となるものであって、定められた基準のものをいい、積算においては原則として物価資料による高炉メーカーの販売価格によるものとする。 ただし、ボルト類、鉄筋用丸鋼、鑄鍛造品、非鉄金属、パイプ等は、高炉メーカー以外の製品を使用し得る。</p> <p>2-3 エキストラ</p> <p>(1) 規格エキストラ 形鋼、鋼板ともに、物価資料等に示された規格エキストラ（特別仕様エキストラ含む）を加算する。</p> <p>(2) 寸法エキストラ（鋼板についてのみ適用する）</p> <p>1) 中厚板（中板、厚板） 標準的な寸法、構造諸元の橋梁の場合、巾、長さに関する寸法エキストラとしては、次の値を標準として用いてよい。</p>	<p>2) 間接工事費 間接工事費は、間接労務費と工場管理費からなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間接労務費 間接労務費は工場製作にかかる間接費で、間接作業賃金、事務技術職員給与、間接外注費、横持運搬費からなり、製作費の中に計上された直接労務費に対して、間接労務費率 <u>40.8%</u> を乗じて求める。 ・工場管理費 工場管理費は工場製作にかかる間接費で、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信・交通費、動力・用水・光熱費、交際費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、動産賃貸料、電算関係費、雑費からなり、直接工事費と間接労務費の和である純工事費から材料費（但し、工場塗装に係る材料費は除く）を除いた額に工場管理費率 <u>33.5%</u> を乗じて求める。 <p>3) 一般管理費等 一般管理費等は、工場製作原価（直接工事費＋間接工事費）に「第Ⅰ編第3章①一般管理費等」に規定する一般管理費等率を乗じて求める。</p> <p>4) 消費税等相当額 消費税等相当額は、工事価格に消費税の税率を乗じて得た額を積算するものとする。</p> <p>5) 材料等の価格等の取扱い 工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税等相当分を含まないものとする。</p> <p>(2) 架設工事</p> <p>1) 直接工事費 直接工事費は、輸送費、架設費、現場塗装費及び橋面工事費（床版工事費、照明工事費など）について積算するものとする。</p> <p>2) 間接工事費 間接工事費は、共通仮設費と現場管理費からなるものであり、「第Ⅰ編第2章工事費の積算②間接工事費」によって求める。</p> <p>3) 一般管理費等 一般管理費等は、架設工事原価（直接工事費＋間接工事費）に「第Ⅰ編第3章①一般管理費等」に規定する一般管理費等率を乗じて求める。</p> <p>4) 消費税等相当額 消費税等相当額は、工事価格に消費税の税率を乗じて得た額を積算するものとする。</p> <p>5) 材料等の価格等の取扱い 工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税等相当分を含まないものとする。</p> <p>(3) 架設工事</p> <p>2. 材 料 費</p> <p>2-1 鋼材単価の決定時期 鋼材単価は、原則として積算時における市場価格とする。</p> <p>2-2 鋼材のベース価格 ベース価格とは、一般に鋼材の販売価格の基礎となるものであって、定められた基準のものをいい、積算においては原則として物価資料による高炉メーカーの販売価格によるものとする。 ただし、ボルト類、鉄筋用丸鋼、鑄鍛造品、非鉄金属、パイプ等は、高炉メーカー以外の製品を使用し得る。</p> <p>2-3 エキストラ</p> <p>(1) 規格エキストラ 形鋼、鋼板ともに、物価資料等に示された規格エキストラ（特別仕様エキストラ含む）を加算する。</p> <p>(2) 寸法エキストラ（鋼板についてのみ適用する）</p> <p>1) 中厚板（中板、厚板） 標準的な寸法、構造諸元の橋梁の場合、巾、長さに関する寸法エキストラとしては、次の値を標準として用いてよい。</p>
Ⅳ-7-①-2	Ⅳ-7-①-2